

7月1日から

# 福祉医療の受給者証を更新します

福祉医療とは、乳幼児や小中学生、母子家庭、障害のある方、一定の要件を満たした高齢者などの皆さんの医療保険診療における自己負担分の一部を、県と市で助成する制度です。

《問合せ》市民課国保医療係  
☎21-9061または各振興局市民福祉課

6月下旬に新しい受給者証を郵送します

有効期間が6月30日(火)までの「福祉医療費受給者証」(淡い青色)を持ち、引き続き受給資格のある方には、6月下旬に新しい受給者証(濃いクリーム色)を郵送します。7月以降は、新しい受給者証を健康保険証と併せて医療機関などに提示してください。



また、所得制限などで受給対象とならなかった方には、非該当の通知を郵送します。※2年以上続けて非該当となる方には、送付希望がない場合通知書を送付しません。

新たに受給資格を有する方へ

次の方は、新たに受給資格を有しますので、国保窓口で申請してください。

- ▶ 昨年まで所得制限などで非該当となっていたが、7月1日から該当する方
  - ▶ その他、受給資格要件を満たしているが、未申請の方
- ※申請手続きには、印鑑、健康保険証等が必要です。



## 《福祉医療費助成制度》

制度	対象者	所得制限 (平成26年中の所得)	一部負担金			
			区分	自己負担割合	負担限度月額	
老人医療	65～69歳	世帯員全員が市民税非課税であり、かつ対象者本人の年金収入を加えた所得が80万円以下の方	Ⅱ ※1	2割	外来	12,000円
					入院	35,400円
			Ⅰ ※1	2割	外来	8,000円
					入院	15,000円
母子家庭等医療	18歳(高校等在学中は20歳に達する月末)到達後の最初の3月末日までの母子(父子)家庭の子とその保護者または遺児	児童扶養手当が全部支給(満額支給)される方。低所得者は一部支給基準内であれば対象※4	【一般】		外来※2	800円
			【低所得】		入院※3	3,200円
			【一般】		外来※2	400円
			【低所得】		入院※3	1,600円
重度障害者医療 ※5	・身体障害者手帳1・2級の方 ・療育手帳A判定の方 ・精神障害者保健福祉手帳1級の方	本人や扶養義務者等の市民税所得割の合計額が、23万5千円未満であること	【一般】		外来※2	600円
			【低所得】		入院※3	2,400円
高齢重度障害者医療	重度障害者医療の資格要件を満たす後期高齢者医療制度の被保険者	本人や扶養義務者等の市民税所得割の合計額が、23万5千円未満であること	【一般】		外来※2	400円
			【低所得】		入院※3	1,600円
乳幼児等医療	小学3年生以下の子ども	扶養義務者の市民税所得割の合計額が、23万5千円未満であること (0歳児は所得制限なし)	【一般】		外来※2	800円
			【低所得】		入院	無料
こども医療	小学4年生～中学生	扶養義務者の市民税所得割の合計額が、23万5千円未満であること (0歳児は所得制限なし)	【一般】		外来※2	400円
			【低所得】		入院	無料
			—	—	外来	2割負担
			—	—	入院	無料

- ※1 昭和24年6月30日以前生まれの方は、【区分Ⅱ】2割負担(限度月額は外来8,000円、入院24,600円)【区分Ⅰ】1割負担(限度月額は外来8,000円、入院15,000円)
- ※2 外来の限度額は、1医療機関・薬局1日当たりの負担金(月2回まで)
- ※3 母子家庭等・重度障害者医療の入院は、1割負担。いずれも中学生以下の入院は、医療機関で限度月額を支払い後、申請により限度月額分を払い戻し
- ※4 低所得とは、所得制限基準の判定対象となる方の全員が市民税非課税者で、年金収入を加えた所得80万円以下の方
- ※5 70～74歳の方は、受給者証が発行されないため、いったん健康保険の自己負担額を医療機関窓口で支払った後、国保窓口で領収書等を持参し、福祉医療費の支給を申請



**所得課税証明書の提出が必要な方**

次の方は、平成27年度所得課税証明書(平成26年中の所得)の提出が必要です。

▼市外に住んでいる扶養義務者

▼平成27年1月2日以降に転入された方(本人、配偶者、扶養義務者)

※申告していない方は早急に  
税務課等で申告をしてください。



**自己負担についての注意点**

▼兵庫県外の医療機関では受給者証は使用できません。いったん健康保険の自己負担額を医療機関窓口で支払った後、国保窓口で領収書等を持参し、福祉医療費の支給申請をしてください。

**健康保険適用外の費用(検診・予防接種・入院時の差額ベッド代・食事代など)**



は、助成対象外です。

▼保育園、幼稚園、小・中学校等だけがなどをし、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の医療費給付を受ける場合は、助成対象外です。

▼他の公費負担医療の給付を受ける場合は、助成対象外です。

**届け出のお願い**

転居、転出、世帯構成の異

動、修正申告等があった場合は、受給資格が変わる可能性があります。届き出が必要で



**優良企業が多数出展!**

**Toyooka**  
toyooka.com

**豊岡(兵庫県北部)**

**Uターン就職フェア**

**対象** 平成28年3月卒業予定の大学・短大・高専・専修学校生等  
卒業後も就職活動を継続中の3年以内の既卒者、Uターン就職希望者

**日時** **6月26日(金)**  
13:00~17:00

**会場** 神戸サンボ  
ホール  
(1Fエリア)

**予約不要**

**入場無料**

**入退場自由**

**服装自由**

※一部コンテンツは予約が必要な場合があります  
(詳しくはHPにて)

**そうか豊岡働こうか。**

《問合せ》エコバレー推進課 ☎21-9008 メール job-navi@city.toyooka.lg.jp  
ホームページ <http://www.city.toyooka.lg.jp/www/contents/1403664784453/index.html>